

海津市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成29年10月5日に海津市議会第2回臨時会を海津市議場に招集する。

また、同法第102条の規定により、付議すべき事件を下記のとおり示す。

平成29年9月28日

海津市長 松 永 清 彦

付議事件名

1. 議長の選挙について
2. 副議長の選挙について
3. 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
4. 専決処分の報告について（地方自治法第180条第2項）
5. 専決処分の報告について（地方自治法第180条第2項）
6. 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法第179条第3項）
7. 平成29年度海津市一般会計補正予算（第5号）
8. 工事請負契約の締結について（旧平田庁舎解体工事）
9. 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	赤 尾 俊 春 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	飯 田 洋 君		

不応招議員（なし）

## 平成29年海津市議会第2回臨時会

### ◎議事日程

平成29年10月5日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長選挙
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員の選任について
- 日程第9 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第95号 平成29年度海津市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第96号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第97号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 閉会中の継続調査について

---

### ◎出席議員（15名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 里 雄 淳 意 君 | 2番  | 二ノ宮 一 貴 君 |
| 3番  | 松 岡 唯 史 君 | 4番  | 松 田 芳 明 君 |
| 5番  | 浅 井 まゆみ 君 | 6番  | 伊 藤 誠 君   |
| 7番  | 橋 本 武 夫 君 | 8番  | 赤 尾 俊 春 君 |
| 9番  | 伊 藤 久 恵 君 | 10番 | 六 鹿 正 規 君 |
| 11番 | 藤 田 敏 彦 君 | 12番 | 川 瀬 厚 美 君 |
| 13番 | 服 部 寿 君   | 14番 | 水 谷 武 博 君 |
| 15番 | 飯 田 洋 君   |     |           |

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	青 木 彰 君
市民環境部長	中 島 哲 之 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君
健康福祉部次長 （施設担当）兼 サンリバーはつらつ 事務 長	近 藤 正 人 君	産業経済部長	林 真 治 君
建設水道部長	菱 田 一 義 君	危機管理局兼 危機管理監察 室 長	三 木 孝 典 君
教育委員会 事務局 長	伊 藤 精 治 君	会計管理者	伊 藤 裕 紀 君
監査委員事務局併 公平委員会 事務局書記長	伊 藤 裕 康 君	農業委員会 事務局 長	菱 田 昭 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	寺 村 典 久 君
総 務 部 企画財政課長	近 藤 三喜夫 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局 長	伊 藤 尚 幸	議会事務局 議会総務課長兼 議会事務調査係	近 藤 康 成
議事総務局 会議課長 会務係 事務補佐 課長	渡 辺 美 香		

○議会事務局長（伊藤尚幸君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいま出席議員中、飯田洋議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

早速ですが、飯田洋議員、議長席に御着席くださるようお願いいたします。

○臨時議長（飯田 洋君） ただいま御紹介をいただきました飯田洋でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務をとらせていただきますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

---

#### ◎開会宣告

○臨時議長（飯田 洋君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成29年海津市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時09分)

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（飯田 洋君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

#### ◎議長の選挙

○臨時議長（飯田 洋君） 日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は地方自治法第118条の規定により行うものであります。

選挙の方法についてお諮りします。

御承知のとおり、選挙の方法は投票によるものと指名推選によるものがございます。どちらの方法で行ったらよろしいか。

〔「投票をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（飯田 洋君） ただいま投票によるものと発言がありました。

選挙の方法は投票により行ってよろしいか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（飯田 洋君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 二ノ宮一貴君と2番 松岡唯史君を指名します。

当選人の決定につきましては、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっております。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○臨時議長（飯田 洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○臨時議長（飯田 洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（飯田 洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） 1番 二ノ宮一貴議員、2番 松岡唯史議員、3番 里雄淳  
意議員、4番 伊藤久恵議員、5番 松田芳明議員、6番 橋本武夫議員、7番 伊藤誠議  
員、8番 六鹿正規議員、9番 浅井まゆみ議員、臨時議長は最後に投票いたしますので11  
番 藤田敏彦議員、12番 服部寿議員、13番 赤尾俊春議員、14番 川瀬厚美議員、15番  
水谷武博議員、臨時議長 飯田洋議員。

[投 票]

[臨時議長投票]

○臨時議長（飯田 洋君） 投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○臨時議長（飯田 洋君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

二ノ宮一貴君、松岡唯史君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○臨時議長（飯田 洋君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票。有効投票15票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、得票の多い順に飯田洋10票、川瀬厚美君5票。以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私が議長に当選しました。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（飯田 洋君） それでは、就任の挨拶をさせていただきます。

[新議長 飯田洋君 登壇]

○新議長（飯田 洋君） 改選後の初議会の席におきまして、それぞれ皆様、新しい志をもとに当選されました議員の皆様方によりまして、私めに議長のお席を与えていただきました。光栄の至りに存じますとともに責任を痛感しております。

もとより私たちの目的は、海津市の発展と市民の皆様方の福祉の増進、また健康で安心・安全な毎日の暮らしであると思います。多くの市民の皆様方の声を耳に、開かれた議会、活発な議論のもとに最善の策をもとに議員皆様方とともに最善を尽くしてまいりたい、全力を傾注してまいりたいと思いますので、皆様方の格別の御支援、御協力をお願いしたいと思います。また、執行部の皆様方に対しましても格別の御支援、御協力をお願いいたしまして、簡単でございますけれども就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

[新議長 議長席に着席]

○議長（飯田 洋君） ここで、しばらく休憩いたします。

(午前9時22分)

---

○議長（飯田 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

---

○議長（飯田 洋君） ただいまお手元に配付いたしました議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決しました。

それでは、順次日程に従いまして進めてまいります。

---

#### ◎議席の指定

○議長（飯田 洋君） 日程第3、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配付してあります議席一覧表のとおりです。

ただいまのとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11 時 16 分)

---

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 17 分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田 洋君） 日程第 4、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、1 番 里雄淳意君、2 番 二ノ宮一貴君を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（飯田 洋君） 日程第 5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日の 1 日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日の一日とすることに決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（飯田 洋君） 日程第 6、副議長の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第 118 条の規定により行うものであります。

選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法には投票によるものと指名推選によるものがございますが、どちらの方法で行ったらよろしいか。

〔「投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は投票により行ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕



○議長（飯田 洋君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番 松田芳明君と5番 浅井まゆみ君を指名します。

当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっております。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（飯田 洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（飯田 洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（飯田 洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） 議長は最後に投票を行います。1番 里雄淳意議員、2番 二ノ宮一貴議員、3番 松岡唯史議員、4番 松田芳明議員、5番 浅井まゆみ議員、6番 伊藤誠議員、7番 橋本武夫議員、8番 赤尾俊春議員、9番 伊藤久恵議員、10番 六鹿正規議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、最後、議長お願いいたします。

〔投票〕

〔議長投票〕

○議長（飯田 洋君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（飯田 洋君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松田芳明君、浅井まゆみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（飯田 洋君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票。有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、得票の多い順に浅井まゆみ君11票、松田芳明君3票、松岡唯史君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、浅井まゆみ君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（飯田 洋君） ただいま副議長に当選されました浅井まゆみ君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、副議長に当選されました浅井まゆみ君、就任の御挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔新副議長 浅井まゆみ君 登壇〕

○新副議長（浅井まゆみ君） ただいま議員の皆様のご御推挙によりまして副議長の大任を拝しました。もとより力はありませんが、議長の補佐役としてしっかり議会運営に精進してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

---

◎常任委員の選任について

○議長（飯田 洋君） 日程第7、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました各常任委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表します。

総務産業建設委員8名でございますが、橋本武夫議員、浅井まゆみ議員、赤尾俊春議員、六鹿正規議員、水谷武博議員、二ノ宮一貴議員、藤田敏彦議員、飯田洋議員でございます。

文教福祉委員7名でございますが、川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、服部寿議員、里雄淳意議員、伊藤誠議員、松岡唯史議員、松田芳明議員でございます。以上でございます。

○議長（飯田 洋君） ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

---

◎議会運営委員の選任について

○議長（飯田 洋君） 続きまして、日程第8、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。  
議長において指名いたしました議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表します。

議会運営委員7名でございますが、浅井まゆみ議員、伊藤誠議員、橋本武夫議員、藤田敏彦議員、川瀬厚美議員、六鹿正規議員、二ノ宮一貴議員でございます。以上でございます。

○議長（飯田 洋君） ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時35分）

---

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

---

○議長（飯田 洋君） 休憩中に、各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表します。

総務産業建設委員会委員長に橋本武夫議員、副委員長に二ノ宮一貴議員。

文教福祉委員会委員長に川瀬厚美議員、副委員長に松岡唯史議員。

議会運営委員会委員長に伊藤誠議員、副委員長に六鹿正規議員でございます。

---

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（飯田 洋君） 続きまして、日程第9、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。この指名の方法は議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、南濃衛生施設利用事務組合議会議員3名に六鹿正規議員、二ノ宮一貴議員、伊藤久恵議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました六鹿正規議員、二ノ宮一貴議員、伊藤久恵議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

◎報告第12号 専決処分の報告についてから議案第96号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（飯田 洋君） 続きまして、日程第10、報告第12号から日程第14、議案第96号までの議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） それでは、今回臨時議会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第12号の専決処分の報告につきましては、本年8月2日に南濃町太田170番地先で発生した相手方商用車が市道海津33693号線を西進中、道路側溝に敷設されたグレーチングがはね上がり、車体下部のバッテリー及びチェーンボックスを破損させた物損事故について、相手方と和解し、損害賠償金を支払うもので地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年9月13日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第13号の専決処分の報告につきましては、本年7月14日に海津町高須515番地の海津市役所庁舎北側駐車場で発生した公用車と普通乗用車との衝突事故における物損について、相手方と和解し、損害賠償金を支払うもので、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年9月14日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第14号の専決処分の承認を求めることについては、衆議院が9月28日の臨時国会において解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙に係る経費の予算計上が必要となったため、

平成29年度海津市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容につきましては、総務費の選挙費、衆議院議員選挙費で選挙関連経費2,615万9,000円を追加し、その財源として県委託金で衆議院議員選挙交付金2,372万円、繰越金243万9,000円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ164億6,038万2,000円とするものであります。

続きまして、予算案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第95号の平成29年度海津市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,879万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ164億8,917万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、土木費、土木管理費、土木総務費で通学路交通安全対策事業として、土地購入費50万円を減額し、南濃町津屋地内通学路拡幅に伴うブロック塀の補償費150万円を追加し、道路橋梁費、道路橋梁維持費で国庫補助金の内示額の確定により橋梁補修設計委託料不用額400万円を減額し、大樽川堤防ほかの路面性状調査等委託料400万円を組み替え追加、道路橋梁新設改良費で海津町帆引新田地内の市道の冠水対策として、市道整備工事費1,050万円、スマートインターの排水流末検討委託業務のためスマートインター整備測量設計委託料1,510万円を追加し、地権者との協議の結果により土地購入費170万円を減額し、これに伴うスマートインターアクセス道路の線形修正設計のためアクセス道路整備測量設計委託料60万円、アクセス道路整備工事費3,350万円を追加し、NEXC O中日本が造成工事を実施することとなったためスマートインター整備工事費4,000万円、工所用道路整備工事費400万円を減額いたしました。

河川費、河川管理費で駒野北海道排水機場修繕料170万円、志津小谷支流改修に伴う河川登記委託料100万円、徳田腰越谷川の河川改修調査設計委託料20万円、さぼう遊学館管理費でさぼう遊学館等への水道水を供給するための増圧ポンプ修繕料290万円を追加いたしました。

次に、8月7日から9日にかけての台風5号の影響によります南濃町太田地内の道路のり面崩落に伴う土木施設災害復旧工事費を国庫支出金、災害復旧事業債等を財源に災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で工事費799万円を追加いたしました。

歳入につきましては、負担金で排水流末検討委託業務に伴うスマートインター整備事業負担金750万円、国庫負担金で公共土木施設災害復旧事業費負担金533万3,000円、市債で道路災害復旧事業債260万円を追加し、繰越金で今回の補正の一部財源として前年度繰越金1,335万7,000円を追加いたしました。

また、地方債の補正では、道路災害復旧事業債の限度額の引き上げをさせていただくものです。

そのほか案件1件について御説明申し上げます。

議案第96号の工事請負契約の締結については、旧平田庁舎解体工事につき、7者による9月28日の指名競争入札の結果、海津市平田町今尾941番地、近藤・嶋経常建設共同企業体と契約額1億7,064万円で契約締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきましては、提案理由を申し上げましたが、御審議をいただきまして適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田 洋君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。ここで暫時休憩します。  
(午前11時56分)

---

○議長（飯田 洋君） 休憩を閉じ、再開いたします。  
(午後2時00分)

---

○議長（飯田 洋君） 本臨時会において説明のため関係課長等が入場することを許可いたします。

それでは順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第12号、報告第13号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

最初に、報告第14号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。  
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（飯田 洋君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（飯田 洋君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第14号を採決いたします。

お諮りします。報告第14号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、報告第14号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第95号 平成29年度海津市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、本議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（飯田 洋君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 平成29年度海津市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第96号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（飯田 洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、本議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

[挙手する者あり]

○議長（飯田 洋君） 10番 六鹿正規君。

[10番 六鹿正規君 登壇]

○10番（六鹿正規君） 反対の討論をいたします。

私は、以前にも東館の存続を申しておりました。今回もこの工事請負契約の締結については、東館の解体工事も含んでおりますから、私は残しておきたいという立場から、今回はこの締結については反対をいたします。

○議長（飯田 洋君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（飯田 洋君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第96号について採決いたします。

お諮りします。議案第96号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（飯田 洋君） 着席ください。

総数14名、起立13名、賛成多数です。よって、議案第96号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第97号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（飯田 洋君） 続きまして、議案第97号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番 服部寿君の退場を求めます。

[13番 服部寿君 退場]

○議長（飯田 洋君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） それでは人事案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

議案第97号の海津市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成29年9月27日に任期満了となりました議員選出監査委員松岡光義氏にかわり、海津市海津町札野50番地の服部寿氏を新たに選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御審議いただきまして、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。



○議長（飯田 洋君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（飯田 洋君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したい  
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。議案第97号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、こ  
れに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 海津市監査委員の選任に  
つき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

服部寿君の入場をお願いします。

〔13番 服部寿君 入場・着席〕

○議長（飯田 洋君） 服部寿君に御報告いたします。監査委員に同意されましたので、御報  
告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

この閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査についてを日程に追  
加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（飯田 洋君） 追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（飯田 洋君） 追加日程第1、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書の提出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田 洋君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（飯田 洋君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年海津市議会第2回臨時会を閉会いたします。皆さん、御苦勞さんでした。

（午後2時12分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成29年11月17日

議 長 飯 田 洋

署 名 議 員 里 雄 淳 意

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴